第６号様式（第５条関係）

**まちねこ活動実施計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| 活動代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　電話 - |
| 現在の活動人数 | 　　　　　　　　　　　人 |
| 現在の猫の数 | 現在管理する猫　　　　　　頭 | うち、避妊去勢手術実施済　　　　　　　　頭 |
| 活動内容の地域への周知 | 方法 | 町内会への説明　・回覧板　・　掲示板　　・　投函　　その他（　　　　　　　　　） |
| 実施日 | 　　　年 　　月 　　日 | 頻度 | 　年　　　　回 |
| 餌やりを行う場所 | か所 |
| 餌やりを行う時間・人数 | 　　　　時頃　　　　人 |
| トイレの設置数 | 　　　　か所 |
| ふんの清掃を行う時間・人数 | 　　　　時頃　　　　人 |
| 苦情等の連絡先 |  |
| 苦情対応事例 |  |
| 活動における問題点などその他参考事項 |  |
| まちねこ活動の効果（野良猫が減った、野良猫の子猫を見なくなった、野良猫の糞尿の臭いが少なくなった等） | ※　更新、終了時に記入してください。 |

（参考）

まちねこ活動の手続及び流れ

①

地域住民２人以上を含むグループからの相談

（管理頭数１０頭以上の場合は地域住民２人を含む京都市民３人以上）

まちねこ活動の趣旨を理解してもらう

町内会等地域住民の合意形成を図る

※医療衛生企画課　：広報活動や資料の作成

※医療衛生センター：相談窓口として地域の合意形成への支援
まちねこ理解に向けた説明や資料提供
活動の趣旨説明などの協力

※ 動物愛護センター：地域の広報支援

町内会等の代表者の活動に係る同意

②

③

活動登録申請書と活動実施計画書の提出

町内会等で活動の周知

※まちねこ活動者　：必要に応じて、参考様式のお知らせチラシで周知

※医療衛生センター：書類審査
申請地域の現地調査（猫の状況把握、今後の管理活動の可否）

　　　　　　　　　　　　 ※ 受理できない場合、申請者に理由説明

④

活動地域として登録

⑤

猫の保護

活動団体から希望があれば、保護器を各区医療衛生コーナー又は動物愛護センターにおいて貸出

※医療衛生センター：保護器の貸出しについて、活動団体と調整

猫が保護されたら、動物愛護センターか各区医療衛生コーナーへ持込み

手術実施申請書の提出

⑥

※ 動物愛護センター：保護された猫の引取り（同センターへ持込の場合引取り不要）

⑦

動物愛護センターでの避妊去勢手術の実施

※ 動物愛護センター：術前・術後の猫の管理

⑧

登録地域へ猫を戻す（活動団体が引取）

※ 動物愛護センター：現地へ搬送し、活動団体の立会の下、猫を元の場所に放つ
　 手術枠が埋まらない場合、愛護センターへ活動者が直接持込・搬出にも対応

⑨

活動団体を中心に猫を地域で管理

※医療衛生センター：地域での管理状況の確認調査を行い、適切に管理できていない場合は、指導し、改善を求める。